

建設緑政局関係議案資料

議案第12号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

建設緑政局

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

1 川崎市道路占用料徴収条例の主旨

道路法に基づき、市が道路の占用の許可を受けた者から徴収する道路の占用料の額及び徴収方法について定める条例

2 条例の改正内容

道路法施行令及び道路整備特別措置法施行令の一部を改正する政令による道路法施行令の一部改正（平成24年12月12日公布 平成25年4月1日から施行）により、道路法施行令で定める太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難施設としての機能を有する堅固な施設が同令で定める許可基準に適合しているときは、道路の占用が認められることとなったことに伴い、太陽光発電設備及び風力発電設備並びに津波からの一時的な避難施設としての機能を有する堅固な施設に係る道路の占用料を新設する。

また、上記に伴い、引用条文の規定の整備を行う。

(1) 太陽光発電設備及び風力発電設備に係る道路の占用料を新設するもの

「第7条第2号」 占用面積1㎡当たりの占用料（月額）＝325円

(2) 津波からの一時的な避難施設としての機能を有する堅固な施設に係る道路の占用料を新設するもの

「第7条第3号」 占用面積1㎡当たりの占用料（月額）＝近傍類似の土地の時価×0.025÷12

(3) 引用条文の規定の整備を行うもの

「第7条第9号」→「第7条第11号」等

3 施行期日

平成25年4月1日から施行

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号 川崎市道路占用料徴収条例					○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号 川崎市道路占用料徴収条例				
第1条～第3条 (略)					第1条～第3条 (略)				
(占用料の減免)					(占用料の減免)				
第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、占有者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。					第4条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、占有者の申請により占用料の額の一部又は全部を免除することができる。				
(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第11号に掲げる応急仮設建築物を設けるために占有するとき。					(1) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「施行令」という。)第7条第9号に掲げる応急仮設建築物を設けるために占有するとき。				
(2)～(8) (略)					(2)～(8) (略)				
(委任)					(委任)				
第5条 (略)					第5条 (略)				
別表(第2条関係)					別表(第2条関係)				
占有物件		占用料			占有物件		占用料		
		単位	所在地				単位	所在地	
	特別地域		普通地域		特別地域	普通地域			
(略)					(略)				
施行令第7条第1号に掲げ	幕(施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	1月1平方メートルにつき	650	500	施行令第7条第1号に掲げ	幕(施行令第7条第2号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	1月1平方メートルにつき	650	500

改正後						改正前					
る物件	アーチ	車道を横断するもの	1月1 基につ き	6,500	5,000	る物件	アーチ	車道を横断するもの	1月1 基につ き	6,500	5,000
		その他のもの		3,200				その他のもの		3,200	
施行令第7条第2号に掲げる工作物			1月1	325							
施行令第7条第3号に掲げる施設			平方メ ートル につ	Aに0.025を乗じ、 これを12で除して得 た額							
施行令第7条第4号に掲げる工事用 施設及び同条第5号に掲げる工事用 材料				650	500	施行令第7条第2号に掲げる工事用 施設及び同条第3号に掲げる工事用 材料		1月1 平方メ ートル につ	650	500	
施行令第7条第6号に掲げる仮設建 築物及び同条第7号に掲げる施設				325		施行令第7条第4号に掲げる仮設建 築物及び同条第5号に掲げる施設				325	
施行令 第7条 第9号 に掲げ る施設 並びに 同条第 10号 に掲げ る施設 及び自 動車駐 車場	建築物		Aに0.011を乗じ、 これを12で除して得 た額		施行令 第7条 第7号 に掲げ る施設 並びに 同条第 8号に 掲げる 施設及 び自動 車駐車 場	建築物		Aに0.011を乗じ、 これを12で除して得 た額			
	その他のもの		Aに0.008を乗じ、 これを12で除して得 た額			その他のもの		Aに0.008を乗じ、 これを12で除して得 た額			
施行令 第7条 第11	上空、トンネルの上又は高 架の道路の路面下に設け るもの		Aに0.011を乗じ、 これを12で除して得 た額		施行令 第7条 第9号	上空、トンネルの上又は高 架の道路の路面下に設け るもの		Aに0.011を乗じ、 これを12で除して得 た額			

改正後				改正前			
号に掲げる応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	に掲げる応急仮設建築物	その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第10号に掲げる器具			Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第13号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第11号に掲げる休憩所、給油所及び自動車修理所	上空、トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに0.011を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額		その他のもの		Aに0.025を乗じ、これを12で除して得た額
備考 (略)				備考 (略)			